

福岡県公報

平成20年10月15日
第2885号

目次

告示(第1653号 - 第1668号)	
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 2
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課) 3
地域森林計画の案の縦覧	(森林保全課) 3
地域森林計画の変更計画の縦覧	(森林保全課) 4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課) 4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
公共測量の実施	(県土整備総務課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 6
平成20年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産課) 6
道路の区域の変更	(道路維持課) 7
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 7
公告	
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課) 8
福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(企画交通課) 8
平成20年度福岡県准看護師試験の実施	(警察本部駐車対策課) 8
	(医療指導課) 9

告示

福岡県告示第1653号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ヤマダ電機テックランド直方店
 - (2) 所在地 福岡県直方市大字頓野字俵石3159番地1 外
- 2 意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ごみについては、市環境整備課と別途協議してください。
 - (4) 騒音の発生に係る事項
騒音防止法並びに振動規制法に該当する場合、届出が必要です。
 - (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし

(7) その他

- ア 消防用設備等の設置に関しては、消防同意時に指示。
- イ 下水道工事の際には工事協力を行うこと。営業保障等なしで公共下水道完成後、遅滞なく接続をしていただきたい。
- ウ 看板については屋外広告物許可申請が必要となりますので、市都市計画課と別途協議をお願いします。

福岡県告示第1654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス直方下境店
- (2) 所在地 福岡県直方市大字下境3281番1 外

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ごみについては、別途協議をお願いします。公害防止にかかる特定建設作業等の届出が必要な場合があります。
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

- ア 都市計画法第29条に基づく開発行為の許可が必要なため、県庁都市計画課との協議をお願いします。特にその際の留意点は、(ア)敷地接道の道路幅員の確保、(イ)交差点付近の出入口、(ウ)放流先について協議を行ってください。
- イ 開発許可（都市計画法第29条）の協議で、出入口の位置及び排水計画等で道路幅員変更の可能性があります。
- ウ 造成にて近接する水田への用排水に影響が出る場合は、その対処が必要です。
- エ 出入口について、道路法第24条に関する協議が必要と思われます。
- オ 消防用設備等審査に関しては確認申請が提出されてからになりますので、現状では意見することはありません。
- カ 消防水利については、別途協議の上、消火栓一基を設置するように依頼済みです。
- キ 5,000㎡以上の土地を取得した場合は、2週間以内に届出が必要です。
- ク 公共下水道工事の際は、営業保障等の条件なしで、工事協力を行うこと。
- ケ 公共下水道完備後、遅滞なく接続を行うこと。
- コ 公共下水道完備後、負担金納付について異議申し立てを行わず、速やかに納付すること。

福岡県告示第1655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年10月福岡県告示第1923号久山都市計画下水道事業久山公共下水道（久山町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

糟屋郡久山町

2 都市計画事業の種類及び名称

久山都市計画下水道事業久山公共下水道

3 事業施行期間

平成3年12月27日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年福岡県告示第1923号の事業地に次の区域を加える。

粕屋郡久山町大字猪野字日吉，字小柳及び字池田の各字の一部。

粕屋郡久山町大字山田字荒河原，字滑石，字八反坪，字登り尾，字宮田，字油田，字由須田，字登尾，字広浦，字佛法及び国貞の各字の一部。

粕屋郡久山町大字久原字桂木，字穴口，字本谷，字山ノ内，字芳野，字一ノ井手及び字証據の各字の一部。

平成16年福岡県告示第1923号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

粕屋郡久山町大字猪野字赤坂の一部。

粕屋郡久山町大字山田字丁ノ坪及び字野間の各字の一部。

粕屋郡久山町大字久原字松浦及び字前田の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1656号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字瑞梅寺字キトク585・586・828の4から828の6まで・828の8・828の10

・828の18・828の31から828の33まで・大字雷山字迎江野840の2・字迎野840の154から840の156まで・840の158・840の159（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1657号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてたので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部森林保全課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所、大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場、黒木町役場、立花町役場、広川町役場、矢部村役場並びに星野村役場

3 縦覧期間

平成20年10月15日から同年11月13日まで

福岡県告示第1658号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

- (1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円）
- (2) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課及び福岡県福岡農林事務所、福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、前原市役所、古賀市役所、福津市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場、粕屋町役場、二丈町役場並びに志摩町役場

(2) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所、北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場並びに築上町役場

3 縦覧期間

平成20年10月15日から同年11月13日まで

福岡県告示第1659号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市西宮市三丁目32番1、32番2、33番1、33番2、33番4、33番5、34番1、34番2、34番4から34番6まで、35番3、39番1、39番7、40番1、40番4、40番7から40番9まで、40番12、41番1から41番3まで、44番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

広島県広島市南区京橋町2番22号

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

福岡県告示第1660号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

新宮町緑ヶ浜土地区画整理組合

2 事業施行期間

この告示の日から平成26年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目の一部並びに大字上府字沖田、字大坪及び字林崎の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目9番9号

5 設立認可の年月日

平成20年10月3日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所及び新宮町役場の掲示場に掲示する。

福岡県告示第1661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第60条第1項の規定に基づき、豊津都市計画下水道事業みやこ公共下水道〔みやこ町施行〕の事業計画を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

みやこ町

2 都市計画事業の種類及び名称

豊津都市計画下水道事業みやこ公共下水道

3 事業施行期間

平成14年10月23日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成14年福岡県告示第1668号、平成16年福岡県告示第631号の事業地を削除し、次の区域を加える。

京都府みやこ町豊津字本町一丁目、字巢鳥、字荒谷、字上荒谷、字下荒谷、字台ヶ原、字台ヶ原下、字二月谷、字小池谷、字球塚、字目迫、字松尾、字菖蒲谷、字壽、字ガランデ、字正山及び字トクセイ、国分字荒谷、字城塚、字辻ノ後、字北原、字イト口、字小向、字後田、字大藪、字田中、字松井、字田中屋敷、字神宮屋敷、字下中屋敷、字香下屋敷、字後庵、字寺屋敷、字上村屋敷、字下村屋敷、字山崎屋敷、字岩成、字林屋敷、字後屋敷、字蔵屋敷、字後、字上屋敷、字中屋敷、字次

郎九郎、字香田、字広手、字中尾、字上菖蒲池、字原口及び字御先、徳永字宮地、字宮ノ前、字四反畑、字居屋敷、字大黒屋敷、字堂ノ前、字共助畑、字茶ノ木、字鉄畑、字平屋根、字垣添、字果願寺、字七曲り、字池畝町、字壺丁田、字中ノ坪、字神手、字四十田原、字豊田、字山道、字蓮田及び字四十田、皆見字吹上げ、字山ノ下、字四十塚、字火迫、字飛岡、字六反田、字塚八タ、字カワラケ田、字峰、字平田及び字間敷、田中字牛丸、字鑑田、字イカリ町、字下川原田、字中田、字石田、字西ノ前、字下屋敷、字寺、字小引、字小北、字大引、字宮ノ前、字中尾、字上ノ段、字カジヤ屋敷、字火ノ口、字藤本、字上ノ前、字大江田、字堀、字二ツ町、字溝添、字祓川、字上川原田、字ユウノキ、字手屋敷、字森ノ本、字杭田、字川原田、字殿屋敷、字正田、字ナノミ及び字京ヶ辻、国作字国ヶ坪、字見施、字角明、字目指、字石田、字田中柳、字行司田、字重坂、字西見舞田、字深田、字前田、字戸隈、字中小路、字反田、字松井、字馬場、字弥太夫、字鳥居、字古門、字虚撃、字荒堀、字要作、字寺ヶ坪、字松本、字畑田、字小見通、字大坪、及び字汐出、彦徳字小松林、字柱松、字妙見、字銅、字兔尾、字上曲り、字嬢塚、字菖蒲池、字一本松、字支骨豊、字小池、字猪ノ原、字片桶、字食手、字川田、字下川田及び前田、惣社字幸木、字神田、字下ノ迫、字岩ノ本、字長畑、字辻、字切通シ、字石ノ口、字正フケ、字迫ノ上、字迫田、字ナラソノ、字上ノ段、字中屋敷、字竹ノ下、字前田、字上屋敷、字国ヶ坪、字片ヘラ、字柏ノ段、字辻屋敷、字辻ワキ、字池ノ口、字三反畑及び字五反畑、徳政字所田、字八反田、字市垣、字福童田、字大坪、字和ノ内、字松井、字金ツキ、字榊ノ丸、字下村、字堀ノ上、字徳政、字宮ノ上、字新村、字前田、字用作、字木毛及び字ヒヤケ、並びに有久字福ノ給、字印田、字観音畝、字祓川、字菰田、字平田、字貴船田、字居屋敷及び字樋口の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1662号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字猪野字赤坂802番 6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡久山町大字久原3164 - 1

株式会社岡部産業運輸 代表取締役 岡部 崇

福岡県告示第1663号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市磯光字高尾1297 - 4 及び1297 - 21から1297 - 31まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市磯光1568番地100

永田 久夫

福岡県告示第1664号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市八幡東区中尾三丁目地内

平成20年10月1日から
平成20年10月12日まで

福岡県告示第1665号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふるさと黒木応援会

(2) 代表者の氏名

井手 毅

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡黒木町大字田本185番地 2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ふるさと黒木と都市住民との交流活動、黒木町の美化と自然環境の保全を図る活動、まちづくりの推進を図る活動に関する事業などを行い、もってふるさと黒木の里山の再生とまちなかの活性化に寄与し、里山で暮らす住民が安全で安心して生活できる明るいまちづくりを目指すことを目的とする。

福岡県告示第1666号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成20年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成21年 1月14日から同年 2月13日まで

福岡県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	嘉穂郡桂川町大字瀬戸161番 3 先から 同郡同町大字瀬戸163番 3 先まで	30.0 ~ 41.4	65.5
			後	同上	30.0 ~ 31.0	
飯 塚	一 般 国 道	200 号	前	飯塚市鯉田1516番 2 先から 同市鯉田1526番180先まで	25.4 ~ 36.0	35.5
			後	同上	24.0 ~ 29.0	
飯 塚	県 道	桂 川 下 秋 月 線	前	嘉麻市泉河内460番 1 先から 同市泉河内460番 1 先まで	8.7 ~ 16.2	23.6

			後	同上	8.2 ~ 9.5	23.6
飯 塚	県 道	豆 田 稲 築 線	前	嘉穂郡桂川町大字吉隈120番先から 同市岩崎1352番11先まで	7.8 ~ 21.5	
			後	同上	10.0 ~ 45.4	626.0

福岡県告示第1668号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年 9 月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州テクノサポート

(2) 代表者の氏名

小川 勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区中原新町 2 番 1 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経験豊かで豊富な知識・技術を備えたシニア世代を社会の貴重な人材・人的資源として捉えその活力をもって、地域住民及び地域の企業、公私の組織・機関に対して、経営、技術開発、IT化、環境保全、新規事業の創出等に関する調査、教育、指導、連携促進及び政策提言活動などまちづくりの根幹に関する事業

を行い、北九州の再生と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

パッション

2 氏名

蘆塚 眞

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区上川端町1番3号 キューティ冷泉401号

4 登録番号

福岡県知事(1)第08562号

5 登録年月日

平成20年2月15日

6 行政処分の年月日

平成20年9月18日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止180日間（平成20年9月20日から平成21年3月18日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業法第24条の6の4

公告

平成20年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 日時

平成20年10月20日午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 604 A B 会議室

3 予定議案

(1) 海岸事業（大和海岸）について

(2) 海岸事業（柳川海岸）について

(3) 街路事業（長溝線）について

(4) 街路事業（西鉄天神大牟田線）について

(5) 下水道事業（多々良川流域下水道）について

(6) 下水道事業（宝満川流域下水道）について

(7) 下水道事業（遠賀川中流流域下水道）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

パーキング・メーター作動手数料の収納方法を定める規則を廃止する規則（案）について、次のとおり意見を募集します。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成20年10月6日から同年11月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部駐車対策課に備え置きます。

公告

平成20年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成20年10月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成21年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成21年2月20日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号
福岡経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健所（ただし、北九州市にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という）で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して所定の切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成21年1月6日（火曜日）から同月13日（火曜日）

) までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成21年1月13日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所(学校)長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成21年3月18日(水曜日)午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問い合わせには応じない。